

# 「法人税顧問」平成20年度地方法人特別税対応版 概要 (Ver.H20.3)

「法人税顧問 Ver.H20.3」の対応内容についてご案内します。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H20.1 以降  
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について  
「Ver.H20.3」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の [ヘルプ] - [バージョン情報] で確認できます。

※Ver.H20.3 のセットアップ CD-ROM には、次のプログラムも収録されています。  
・法人税顧問 平成 19 年度 (Ver.H19.2)

### 連動可能な減価償却システム

減価償却応援 Ver.8.1 以降のみ連動可能です。(更新用プログラムは不要です)

### 電子申告対応プログラム (電子申告ダウンロードパックをご購入の方へ)

法人税顧問 (Ver.H20.3) に対応した電子申告対応版 (Ver.H20.3.e5) のダウンロード公開は、3月13日(金)13:00を予定しています。

## 2. 法改正の概要 (地方法人特別税対応分)

システムに関する地方法人特別税の改正の内容は、次のとおりです。

### 1. 法人事業税 (所得割及び収入割) の税率改正

法人事業税 (所得割または収入割) の税率が改正されます。

適用時期：平成 20 年 10 月 1 日以後開始する事業年度

普通法人の所得割の標準税率

所得金額	資本金 1 億円超		資本金 1 億円以下	
	改正後	現行	改正後	現行
年 400 万円以下	1.5%	3.8%	2.7%	5.0%
年 400 万円超 800 万円以下	2.2%	5.5%	4.0%	7.3%
年 800 万円超および清算所得	2.9%	7.2%	5.3%	9.6%

特別法人の所得割の標準税率

所得金額	改正後	現行
年 400 万円以下	2.7%	5.0%
年 400 万円超および清算所得	3.6%	6.6%
特定の協同組合等で年 10 億円超	4.3%	7.9%

電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人の収入割の標準税率

改正後	現行
0.7%	1.3%

※当システムでは収入割には対応していません。

### 2. 地方法人特別税の創設

法人事業税を分離し、地方法人特別税が創設されました。

法人事業税 (所得割または収入割) の納税義務者に対し、法人事業税額 (標準税率により計算した所得割額または収入割額) を課税標準として課されます。

適用時期：平成 20 年 10 月 1 日以後開始する事業年度

税率

付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%

## 3. システムの変更内容

### 1. 追加帳表

次の帳票を新規に追加しました。（平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度から適用）

別 表	別表名称
第六号様式別表十四	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書 ※ 平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合、事業税に超過税率を適用している都道府県に対して出力します。 提出の必要な都道府県は、システムで自動判定します。

### 2. 法人税別表・地方税様式の変更内容

地方法人特別税創設に伴う法改正に関連した様式や転記計算の変更などに対応しました。

別 表	別表名称
別表五（二）	平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合、「(19)事業税・当期中間分」の②の自動計算で第六号様式の「(60)既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額」（中間申告の場合は「(62)この申告により納付すべき地方法人特別税額」）の金額も加算するよう対応します。
第六号様式	平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度適用の新様式に対応 ※法人基本情報の事業年度の設定により、入力画面、印刷フォームを切り替えます。 平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合、新様式が自動選択されます。
第七号様式	平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度適用の新様式に対応 ※ 法人基本情報の事業年度の設定により、入力画面、印刷フォームを切り替えます。 平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合、新様式が自動選択されます。
道府県民税・事業税納付書	平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度適用の新様式に対応 ※ 法人基本情報の事業年度の設定により、入力画面、印刷フォームを切り替えます。 平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合、新様式が自動選択されます。 ※ 地方財務協会の連続用紙は、現在新様式が販売されていないため印刷できません。

### 3. 納税一覧表の対応内容

- ・事業税区分に「法人特別税額」欄を追加しました（地方法人特別税対応）。（開始事業年度による入力画面、印刷フォームの切り替えはございません）
- ・所得割額、付加価値割額、資本割額（および法人特別税額）の翌期予定納付額を、事業税・都道府県民税の内訳明細書の翌期予定納付額より転記するよう対応しました。

### 4. 事業税・都道府県民税の内訳明細書の対応内容

- ・出力フォームを外形標準課税対象・対象外で切り分けずに統一フォームとし、事業税区分に「法人特別税額」欄を追加しました（地方法人特別税対応）。（開始事業年度による入力画面、印刷フォームの切り替えはございません）
- ・所得割額の翌期予定納付額の計算方法を見直しました。

### 5. 予定申告共通情報の対応内容

- ・「地方法人特別税の申告」の「初回」設定を追加しました。第七号様式の計算の判定に使用します。平成 20 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合に表示されます。（前年度の地方法人特別税額は存在しないため）
- ・普通法人かつ一般の医療法人、または特定の医療法人の場合、翌期更新において事業税の課税標準の各項目（所得金額、付加価値額、資本金等の額）を第六号様式から繰り越さないように対応しました。

要望内容：

医療法人の場合は法人事業税の予定申告はないため、第七号様式で医療法人の場合は、事業税の金額が繰り越されないようにしてほしい。

要望対応

### 6. 残高コピーの対応内容

- ・コピー元の法人データに別表十四(一)付表にデータがある場合のみ、別表十四(一)付表の残高コピーを行うよう対応しました。（収録しています、平成 19 年度版プログラム(Ver.H19.2)も、同等の追加対応を行っています）。

## 4. 動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®Vista/XP/2000(*1)	Windows®2000Server Windows Server®2003 (*2) Windows Server®2008 (*3)	
メモリ	Windows® Vista : 512MB 以上 (1GB 以上を推奨) Windows® 2000、XP : 128MB 以上 (256 MB 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 256 MB 以上 (512 MB 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 512 MB 以上 (2 GB 以上を推奨)		
CPU	Windows® Vista : 800MHz 以上 (1GHz 以上を推奨) Windows® 2000、XP : 400MHz 以上 (500 MHz 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 550 MHz 以上 (1 GHz 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 1GHz 以上 (2 GHz 以上を推奨)		
ディスプレイ	1024×768 (小さいフォント) 以上 (Windows® XP の場合は「標準のフォント」、 Windows® Vista の場合は「標準のスケール」) 表示色 : High Color (16 ビット) 以上推奨		
HDD	100MB 以上	90MB 以上	10MB 以上
データ容量	登録数×1.6MB(*4)	-----	登録数×1.6MB(*4)
プリンタ	上記対応 OS で使用可能なページプリンタ(*5)		

※1 : Windows®95、Windows98、Windows Me、Windows NT4.0は動作対象外です。

※2 : Windows Server ®2003は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。

ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2003に対応している Ver2.2以降をご使用ください。

※3 : Windows Server ®2008は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。

ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2008に対応している Ver3.5をご使用ください。

※4 作成する帳表数、事業所数等により異なります。

※5 カラープリンタは EPSON 製が対象です。

## 5. プロダクトIDについて

プログラム (スタンドアロン版) のセットアップ (インストール) 時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース (ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ) に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内 (手順書) をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム (スタンドアロン版) を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品 (及び年間プログラム保守契約) を割安価格でご用意しています。

■ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ① 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ② 本社以外の出先拠点 (支社、営業所等) において使用する場合
- ③ 会計事務所において、在宅処理や外出先処理 (モバイル用途) 等の所外で使用する場合
- ④ 学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。